

子どもたちを被ばくから守り、安心して暮らし、  
学ぶことができる法整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の重大事故は、原因究明がいまだなされず、収束の見通しも立っていない。福島県以外にも広範囲にわたる放射能汚染が次々と明らかになるなど、多くの市民が放射能の恐怖と不安をいだきながら生活している。特に、放射線の感受性が高い子どもたちへの影響を不安に感じている保護者の苦悩は計りしれない。チェルノブイリ原発事故から25年が経過したが、汚染された土壌、空気、水、食料などによる内部被ばくにより、現地では今なお多くの人々が甲状腺がんや小児白血病で苦しんでいる。

国は、暫定的な国の基準値を超える学校や通学路、公園などを優先的に除染するとしているが、子どもの生活圏は広範囲にわたっている。強制的な避難対象区域以外で生活している保護者の中にも、長期的な放射性物質による内部被ばくが与える子どもへの影響を心配している方が少なくない。

よって、国会及び政府においては、放射能汚染におびえることなく、子どもが安心して暮らし、学ぶことができるよう、現在の避難対象区域以外でも、一時避難や移住を希望する子どもや保護者を支援するための法整備を早急に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）11月7日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
経済産業大臣

（提出者）全議員